

いじめ防止基本方針

高知県立岡豊高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

近年の急速な情報技術の発展は、インターネットへの動画投稿など、これまで考えられなかったようないじめ問題を生み、さらに複雑化、顕在化しています。

本校では、日本国憲法及び教育基本法並びにいじめ防止対策推進法の基本理念、諸規定等に加え、本校の教育方針に基づき「いじめ防止基本方針」を作成しました。

今回、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめの解消に向けた取組が迅速に進むよう「いじめ防止基本方針」を改定しました。

本校の教育方針

1 目指す学校像

「礼節を重視する教育を行うとともに、生徒一人ひとりを大切にし、能力を最大限に伸ばして知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かでたくましい人づくりを目指す学校」

2 目指す生徒像

「人間力の向上、学力の増進、部活動の躍進を目標に、自らの可能性を信じ、あらゆることにチャレンジできる生徒」

3 教育の重点目標

「礼節を重んじる精神の育成」では他人を敬い、自分を大切にし、感謝の心を忘れない生徒を育成することを目指しています。また、「人権の尊重」をすすめ、生徒一人ひとりの個性を大切にし、他者の人格を尊重するとともに、命を大切にする心を育成することを目指しています。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることを前提に、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを第一とする。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨とする。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・保護者・地域等の関係者は、生徒たちの中で起こる様々な課題をしっかりと共有するとともに、課題を解消していく道筋や、解消後のあるべき姿について共通認識を図り、ベクトルを同じくして見守り、支えていかなければならない。

第2 いじめの定義

(定義) (「いじめ防止対策推進法より」)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

〈運用上の注意点〉

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止委員会」を活用して組織的に行う。
- インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められることや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなことについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。
- 新型コロナウイルス感染症に関する間違った情報や偏見に基づく言動によって、生徒のいじめや人権侵害が起こることがないよう、保護者等とも連携・協力しながら指導や見守りを行う。

第3 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ、無視、陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（たとえば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

第4 「いじめ防止委員会」

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、学校の学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校はいじめの防止等の取組についてPDCA サイクルで検証を担う。

① 組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックリスト（教職員用、生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正
- いじめに関する校内研修の企画・検討
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境をつくる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする。

② 組織の構成員

構成する教職員は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、生徒

指導部長、生徒支援部長、人権教育主任、養護教諭、特別支援教育学校コーディネーター（12名）とする。

個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

③ 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、警察等の外部専門家の助言を得る。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じてSC、SSW、警察等の専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

第5 いじめ防止のための取組

<学校づくり・授業づくり>

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- わかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。
- 教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合い、全教職員で、わかる授業づくりに全教職員で取り組む体制を作っていく。
- 日々の授業の中で当たり前発言したり聴いたりする姿勢を育てていく。

<集団づくり・生徒理解>

- すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作りだしていく。
- 障害（発達障害を含む）のある児童生徒についての理解を深める。
- 生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- 学級活動、ホームルーム活動の時間など、ホームルーム単位の指導を、生徒のいじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導

がなされるような指導計画などを考える。

<生徒指導>

- チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学校として揃えていくべき事柄を確認する。
- いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することがないようにする。
- 生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるような働きかけること。

<情報モラル教育の充実>

- インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像・動画等の情報を消去することは極めて困難であることを理解させる。
- インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させる。
- 生徒のいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携して取り組むいじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等を開催する。

<教職員の資質能力の向上>

- 授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置づけ、実施していく。
- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹すること。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。(教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修等を実施)
- 生徒の変化等に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- 気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるが気になる行為があった等の些細な兆候であっても、いじめではないかの疑いをもって、情報収集をおこなう。たとえば5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく(個人情報管理に注意することも盛り込む)。
- 得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- 出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞く。
- クラスの様子をホームルーム日誌の記述からもうかがう。
- 個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で交わされる日記等も活用する。
- 保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- 年2回の「学校生活アンケート」の実施及び定期的な個人面談を行う。
- 生徒が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みこたえたりすることのないよう気をつける。
- やつとの思いで相談したのに、うるさがられたり、後で話を聞くと行って対応してもらえなかったりする等がないようにする。
- 校舎内に相談箱を設置したり、相談電話等を活用したりする。
- 生徒や保護者に「24時間相談ダイヤル」の周知をする。
- 特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を見直す。

(2) いじめの対応

- 速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。
- 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで、「組織」が責任を持つ。
- 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- インターネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが「重大な事態」と判断された場合には、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。

第7 PTAや地域の関係団体等と連携について

① PTAや地域の関係団体との連携促進

- PTAや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている生徒を取り巻く諸問題や、生徒のサインに気づく方法等に関する研修を行う。

- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。
- ② 地域とともにある学校づくり
 - 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の生徒を育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

第8 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

③ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事

情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

平成30年3月改定

令和元年3月一部改定

令和3年4月一部改定